

茨木市通所型サービス・活動C事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年4月1日実施 以下「総合事業実施要綱」という。）に定めるもののほか、総合事業実施要綱第3第1号イに規定する通所型サービス・活動C事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(事業の実施)

第2 事業の実施主体は、茨木市とする。ただし、市長は、介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定された指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーションを行う事業者又は総合事業実施要綱第3第1号イに規定する通所介護相当サービスを行う事業者（以下「事業者」という。）に委託する方法により実施することができるものとする。

(対象者)

第3 この事業の対象者は、総合事業実施要綱別表第1に定める者とする。

(事業の内容)

第4 この事業は、第3に規定する対象者のうち当該事業を利用するもの（以下「利用者」という。）に対し、別表に定める内容のサービスを提供するものとする。

2 別表に定めるサービスの提供期間は、3か月間とする。ただし、3か月目の終了時会議の結果により最大3か月間の延長を認める。

3 前項本文に定める提供期間において、サービスの提供回数は12回を限度とし、かつ1週当たりのサービスの提供回数は1回を限度とする。ただし、前項ただし書の期間延長があった場合は、新たに12回までの範囲でサービスの提供回数を増やすことができる。この時も1週当たりのサービスの提供回数は1回を限度とする。

4 サービスの提供時間は、1回当たり120分以上とする。

(実施施設基準)

第5 この事業は、次に掲げる基準を満たす施設で実施するものとする。

(1) 利用者1人当たり3平方メートル以上の有効面積を確保していること。

(2) 利用者の利便、安全及び保健衛生に十分配慮されたものであること。

(利用の中止)

第6 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは事業の利用を中止させることができる。

(1) 第3に定める要件を欠くに至ったとき。

(2) その他、事業の利用が適切でないと判断されるとき。

(費用の請求)

第7 事業者は、1月ごとに1人1回当たり7,000円のサービス単価にサービスの提供回数を乗じた額を市長に請求するものとする。

2 事業者は前項の請求にあたっては、請求書にサービス提供の実績が分かる書類を添えて、当該月分をまとめて翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(衛生管理等)

第8 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じなければならない。

(秘密保持)

第9 事業者は、従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(関係機関との連携)

第10 事業者は、事業を実施するにあたっては、地域との結びつきを重視し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、他のサービス提供事業所との連携に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第11 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント等による支援を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 事業者は、前3項に定める措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めておかななければならない。

(廃止等の届出及び便宜の提供)

第12 事業者は、当該事業を廃止又は休止、再開しようとするときは、その廃止又は休止、再開の日の1月前までに、茨木市通所型サービス・活動C事業(廃止・休止・再開)届出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の定めによる届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該事業のサービスを利用していた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう介護予防ケアマネジメントを行う

地域包括支援センター、他のサービス提供事業者及び関係者等への連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(状況報告等)

第13 市長は、前項の定めによる届出をしたときは、事業者に対し、当該事業者の運営について随時報告させ、又は実地に調査し、必要な指示をすることができる。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表（第４関係）

内容	実施頻度	実施者
(1) アセスメント 初回・中間・最終にアセスメントを実施	月１回	理学療法士又は 作業療法士
(2) 運動器の機能向上プログラム ① 健康チェック ② セルフトレーニング方法の助言 ③ ADL・IADL動作練習 ④ その他介護予防の観点から効果が認められる と判断されるプログラム	毎回	理学療法士又は 作業療法士及び 看護師
(3) 動機づけ個別面談 ① セルフマネジメント支援 ② ホームエクササイズ方法の助言	毎回	理学療法士又は 作業療法士
(4) 栄養改善プログラム ① 栄養状態に関するアセスメント ② 栄養改善に向けた助言	月１回	管理栄養士又は 栄養士又は看護師
(5) 口腔機能向上プログラム ① 口腔機能に関するアセスメント ② 口腔機能向上に向けた助言	月１回	歯科衛生士又は 言語聴覚士又は 看護師
(6) 訪問型プログラム ① 屋内・屋外環境に関する助言 ② 屋内・屋外における動作方法の助言 ③ その他介護予防の観点から効果が 認められると判断されるプログラム	必要時	理学療法士又は 作業療法士
(7) 終了時会議 目標達成状況や今後の支援の在り方等について協 議する。	実施期間 終了時に １回	理学療法士又は 作業療法士
(8) 送迎	必要時	

別記様式（第12関係）

茨木市通所型サービス・活動C事業（廃止・休止・再開）届出書

年 月 日

（届出先） 茨 木 市 長

（届出者）

所在地

名称

代表者名

㊞

（代表者名が自署の場合は、押印不要です。）

次のとおり事業を（廃止・休止・再開）をしますので届け出ます。

廃止・休止・再開する事業所	名称
	所在地
休止・廃止・再開の区分	廃止 ・ 休止 ・ 再開
休止・廃止・再開した年月日	年 月 日
休止・廃止・再開する理由	
現に支援を受けている者に対する措置 （休止・廃止した場合のみ）	
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日